

## 優良従業員表彰に伴う勤続年数の調査及び内申書提出について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では企業の発展と地域商工業に貢献した従業員の功績をたたえ、下記北本市商工会表彰規定に基づき表彰致したいと存じます。

なお、時代の流れに則し、今年度から5年表彰が廃止となりました。

つきましては、貴事業所にて10年以上の勤続年数(10年・15年・20年・25年・30年・35年)を有する方をご調査いただき、別紙内申書を10月10日(火)までに商工会事務局までFAX等でご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、勤続年数を計算する際は、表彰対象の基準日は例年通り11月10日とし、11月1日以降に採用された方は、翌年表彰の対象となりますのでご了承下さい。期日までにご提出がない場合は、事務処理上受付を締め切らせていただきます。

また、一事業所において、5名までは無料とし、6名以上になる場合は、一名につき3,000円のご負担をお願いいたします。

例年通り表彰式は開催致しません。申請事業所様には、本会事務局より表彰状並びに記念品を持参いたしますので、自社に於いて表彰式や朝礼等で表彰願います。

### 記

#### 北本市商工会表彰規程（抜粋）

（本会会員企業の優良従業員の基準）

第5条 本会会員企業の優良従業員は、本会地区内の商工業者の従業員として、その事業の振興に寄与した功績が顕著と認められ、他の範とするにたる者であって、次の各号に掲げる資格を備えている者でなければならない。

- (1) 本会の会員であり、商工業者の従業員であること。
- (2) 同一商工業者の下において、引き続き10年以上勤務し、勤務成績が優秀であって経営者の信頼が厚いこと。

# 優良従業員表彰内申書

受賞者氏名	生年月日	入社(店)年月日	勤続年数※	摘要
フリガナ				
フリガナ				
フリガナ				
フリガナ				
フリガナ				

※勤続年数は10年以上からとなります。

- 注意 ① 名簿作成につき氏名・生年月日・入社(店)年月日(北本分)・年数は正確且つ丁寧に記入して下さい。
- ② 受賞者氏名には、「フリガナ」をお願いいたします。
- ③ 勤続年数を計算する場合は、表彰対象の基準日は例年どおり11月10日といたします。
- ④ 受賞者が多い場合は、コピーして記入願います。

令和5年 月 日

事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

北本市商工会 FAX ➡ 591-4043